

## 中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、「中央図書館等移転改修事業」を実施するにあたり、適切な優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定等するために、中央図書館等移転改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続き開始の公示（以下「公示」という。）に示すもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

公示の2に記載したとおり。

### 3 参加資格（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出者の資格要件）

次に掲げるもののほか、公示の3に記載したとおり。

#### (1) 参加資格

公示の3(9)に記載した、「広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定に該当する者でないこと。」とは、次のいずれにも該当していない者であることをいう。

ア 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）

イ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者（3号ウ）

ウ 1か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）

エ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）

オ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）

#### (2) その他

公示及びこの実施要領に掲げる参加条件を満たさない者は、当該プロポーザルへの参加資格がないものとして、プロポーザルに参加できない。

### 4 事業者選定等のスケジュール

日 程	内 容
令和5年 9月20日（水）	公示、実施要領の交付
9月20日（水） ～9月27日（水）	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問の受付期間
10月 6日（金）	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問への回答の公表
10月10日（火） ～10月12日（木）	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間
10月18日（水）（予定）	参加資格確認の結果の通知

日 程	内 容
10月18日(水) ～10月25日(水)	技術提案書の提出に関する質問の受付期間
11月2日(木)(予定)	技術提案書の提出に関する質問への回答の公表
10月20日(金) ～11月20日(月)	技術提案書等の提出期間
12月4日(月)(予定)	ヒアリング(審査委員会)の実施
12月上旬(予定)	優先交渉権者選定の通知
令和6年 1月中旬(予定)	基本協定書の締結及び技術協力業務の契約締結
3月29日(金)	技術協力業務完了
6月下旬(予定)	工事の価格交渉
7月中旬(予定)	優先交渉権者特定の通知
8月中旬(予定)	工事の見積合わせ
8月中旬(予定)	工事の仮契約の締結 (議会の議決を要しない場合は本契約)
9月下旬(予定)	工事の本契約の締結 (議会の議決を要する場合)

※ 現地確認について、参加資格を有することが確認できた者で、現地確認を希望する者は、下記5の担当課に連絡すること。10月20日(金)から10月24日(火)の間で日程調整の上、実施する予定である。なお、事務局による現地説明会は行わない。

## 5 担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部営繕課(本庁舎7階)

電話 082-504-2300(直通)

電子メール eizen@city.hiroshima.lg.jp

## 6 プロポーザルに関する資料の閲覧・交付

公示の4(2)に記載したとおり。

参加表明書兼参加資格確認申請書(様式3-1～3-3)の受付開始日から、この申請書を提出し受理された者に対し、技術提案を行うために必要となる参考資料(基本設計図書、発注図(断面図、立面図、各詳細図及び施工条件等を示した図など))を上記5の担当課にてCD-Rで個別に配布する。また、既存建物の竣工図及び構造計算書を上記5の担当課にて閲覧する。

受領又は閲覧を希望する者は、参考資料受領(又は竣工図等閲覧)申請書兼誓約書(様式1)を記入の上、上記5の担当課に持参すること。

## 7 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出に関する質問の受付及び回答

公示の4(5)に記載したとおり。

質問は、質問書(様式2-1)に記入すること。共同企業体の場合は名称又は会社名及び代表者職氏名を、単体企業の場合は会社名及び代表者名を記載すること。

## 8 技術提案書の提出に関する質問の受付及び回答

公示の4(6)に記載したとおり。

質問は、質問書（様式 2—2）に記入すること。共同企業体の場合は名称又は会社名及び代表者職氏名を、単体企業の場合は会社名及び代表者名を記載すること。

## 9 参加表明書兼参加資格確認申請書等の提出

### (1) 提出書類

プロポーザルに参加する者は、公示 4 (3) に記載したとおり参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 3—1 から様式 7 まで）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を作成して、上記 5 の担当課へ提出すること。

令和 3 年 9 月から押印を廃止したことに伴い、申請書等の提出時に本市職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び保険証など使用人の身分が分かるもの）を提示すること。なお、参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 3—1 ～ 3—3）に押印し、提出した場合については、本人確認等を行わず受理する。郵送の場合は、押印すること。

また、共同企業体の場合にあつては、共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び添付書類（様式 9 ～ 12）を申請書等に併せて提出すること。

提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し所定の手続を経た後、参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

### (2) 提出書類の作成等

次のアからケに掲げる書類について、申請者自らが参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じした上で、作成すること。

#### ア 様式 3—1 ～ 3—3（参加表明書兼参加資格確認申請書）

「業者コード」、「認定工種」及び「等級」欄には、本市から既に通知済みの、令和 5・6 年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。

「許可区分」及び「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

公示において、

本工事に係る設計業務の受託者（以下「設計業者」という。）の記載があるので、設計業者との資本的関係又は人的関係について「誓約事項 3」に記載すること。

#### イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

#### ウ 様式 4（施工実績調書）

(7) 共同企業体の構成員ごとに作成すること。

(4) 公示に記載した参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（2 件以内）すること。

公示で特に明記していない限り、1 件の工事で条件を満たしていなければならない。

(9) 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第 2 条別表第 1 の建設工事の種類で記載（該当する工種があるものは✓印）すること。

(1) 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に竣工登録している工事内容（以下「竣工登録の登録内容確認書（工事实績）」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写しを添付することができない

(CORINS登録対象工事以外) 場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること(いずれの場合であっても、参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等(以下「設計図等」という。)も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。)

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること(竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。)

※ 平成20年4月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。

a 施工実績証明書

(a) 工事監理を行った者が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

※ 工事監理者と当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。

(b) 上記(a)が提出できないときは、注文者(施主)が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

b 契約書(注文書又は請書を含む。)の写し

注文者(施主)による原本確認及び竣工確認があるもの

文例)「この契約書(請書)の写しは、原本と相違ありません。また、契約書(注文書)の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者(施主)による記名押印があるもの。

a、bのいずれの場合も施工実績において、参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である参加表明書兼参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例)「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」(記名)

## エ 様式5-1~5-2(配置予定技術者調書)

様式5-1~5-2の配置予定技術者調書を提出すること。共同企業体の構成員ごとに作成すること。

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

また、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置く場合にも別葉とすること。

なお、工事の契約締結日までの間において、公示に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

(7) 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任技術者及び監理技術者、特例監理技術者並びに監理技術者補佐にはなれない。

b 配置予定技術者は、公示に記載した参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

(a) 本工事に契約締結日（議会の議決を要する工事にあつては本契約の契約日）から引渡しの日まで配置できるもの。

(b) 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日において、他の工事に主任技術者、専任を要する監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの。

(c) 申請書等提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ同日以前3か月以上の雇用関係にあるもの。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満となる場合の主任技術者又は監理技術者は、申請書等の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ同日の前日以前から雇用関係にあるもの。

(4) 記載方法等について

a 配置予定技術者（様式5-1～5-2）

(a) 技術協力業務について「管理技術者」又は「照査技術者」の項目にチェックをすること。

(b) 工事について「監理技術者」又は「主任技術者」の項目にチェックをすること。

(c) 技術者ごとに作成すること。

b 予定下請契約金額（様式5-2）

予定下請契約金額欄には申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

c 工事経歴（様式5-2）

技術者の施工経験を公示において参加条件としていることから、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、9(2)ウ(4)に準じて行うこと。

(a) 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。

(b) 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成20年4月1日前でも構わない。）。

(c) 技術者の施工経験は次のとおり認める。

- ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした

工事に係る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経験として認める。

- ・ 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。

(f) 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 一級建築士の資格を証明するものの写し
- ・ 監理技術者資格者証の写し  
表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。
- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式6）

b 技術者の雇用関係の確認

記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写しを添付すること。

- ※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

c 施工経験の確認

技術者の施工経験を公示において参加条件としていることから、9(2)ウ(エ)に準じ、施工経験をj確認できる書類を添付すること。

- ・ 竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し。ただしこれを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し
- ・ 民間工事の場合は、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- ・ 設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し

オ 様式7（資本的関係・人的関係調書）

(7) 共同企業体の構成員ごとに作成すること。

(1) 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

a 資本的関係に関する事項

- (a) 親会社等と子会社等
- (b) 親会社等が同一である子会社等

b 人的関係に関する事項

- (a) 代表権を有する者が同一である会社等
- (b) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管

財人をいう。)を兼任している場合を含む。)

(c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

c 複合的関係に関する事項

上記 a 及び b が複合した関係にある会社等

d その他 (a、b 又は c と同視しうる関係があると認められる場合)

(a) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

(b) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

(c) 組合とその構成員

(d) 共同企業体とその構成員

(e) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

(ウ) 公示に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者はプロポーザルに参加できない。

(エ) この書類を提出したことにより、(イ)のいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一のプロポーザルに参加したときは、これらの者が行ったプロポーザルの参加を全て無効とする。ただし、1 者を除いて他者がプロポーザルを辞退した場合、残りの 1 者はプロポーザルに参加できる。

#### カ 広島市税の納税証明書 (写し)

「令和〇年〇月〇〇日 (直近の証明可能な日) 以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。(証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のもの。)

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」(広島市のホームページに掲載)を参照すること。

なお、共同企業体の構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

- ・ 資格確認申請書提出日が令和 5 年 4 月 26 日の場合⇒令和 5 年 1 月 26 日以降の証明年月日のもの

※ 本市に納税義務のない方は、広島市税の納税証明書に代えて、**申立書 (様式 8)** を添付すること。

#### キ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか)の写しを添付すること(電子納税証明書(XML 形式)は不可。e-Tax を利用して電子納税証明書(PDF 形式)が交付された場合には、交付された電子納税証明書を A4 サイズに印刷して提出すること。)(証明年月日が参加表明書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> を参照すること。

なお、共同企業体の構成員全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については、上記のカの例を参照のこと。

#### ク 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

##### (7) 加入していることの確認

- a 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- b 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- c なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出すること。

##### (4) 未納がないことの確認

- a 直前2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
- b 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- c なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については、上記のカの例を参照のこと。

#### ケ 様式9（共同企業体公募型プロポーザル参加資格申請書）

工事に係る共同企業体を結成する場合には、次により、共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式9）、委任状（様式10）、共同企業体協定書（様式11）及び承諾書（様式12）（以下「共同企業体申請書等」という。）を作成（袋綴じ）の上、必要部数作成すること。

- 【作成部数】・共同企業体の構成員の数が2者の場合  
3部（広島市提出用1部、各構成員保管用2部）  
・共同企業体の構成員の数が3者の場合  
4部（広島市提出用1部、各構成員保管用3部）

なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状（様式10）及び共同企業体協定書（様式11）のページに捨印をそれぞれ押印すること。

##### (7) 共同企業体の結成方法

自主結成方式とする。構成員の数は公示に記載したとおり。

##### (4) 共同企業体の協定方式

建設工事共同企業体協定書による共同施工方式とする。

##### (5) 共同企業体の出資割合

- a 1者当たりの出資割合は公示に記載したとおり。
  - b 代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。また、3者の共同企業体にあつては、上位構成員の出資割合は下位構成員の出資割合を下回らないこと。
- (d) **注意事項**
- a 代表者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の当該工種に係る総合評定値は、他の構成員の同総合評定値を下回らないこと。
  - b 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。  
 (例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合  
 (共同企業体の名称) 「〇〇・△△建設工事共同企業体」(28文字以内とすること)  
 ※ 構成員の数が3者の場合もこれに準じた名称とすること。
  - c 同一者が2以上の共同企業体の構成員として参加できない。
  - d 共同企業体は共同企業体申請書等の提出日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日(様式11の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。)は、公示の日以後で共同企業体申請書等の提出日までのなるべく早い日とすること。

## 10 参加資格の確認

申請書等を提出した参加希望者について、参加資格の有無を確認し、その結果を参加希望者(共同企業体の場合は代表者)に対して、令和5年10月18日(水)(予定)に書面(参加資格確認結果通知書)により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた参加希望者を参加資格保有者とする。

## 11 非確認理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格が確認されなかった者に対しては、参加条件を満たさなかった旨とその理由(非確認理由)を書面(非確認結果通知書)により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日(広島市の休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、広島市長に対して苦情申立てができる。
- (3) 苦情申立ての受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 上記5の担当課に同じ
  - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

## 12 参加資格保有者の辞退

参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書類の提出期間である令和5年11月20日(月)までに、辞退届(様式13)を、上記5の担当課に提出すること。

なお、辞退届は持参すること。郵送による提出は認めない。

## 13 技術提案書及び概算見積書の提出等

### (1) 提出書類

上記10により確認された旨の通知を受けた参加資格保有者は、以下のアからエまでの書類(以下「技術提案書等」という。)を作成して、上記5の担当課へ提出すること。

令和3年9月から押印を廃止したことに伴い、技術提案書等の提出時に本市職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等(本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)及び保険証など使用人の身分が分かるもの)を提示すること。なお、

技術提案書（表紙）（様式 1 4）に押印し、提出した場合については、本人確認等を行わず受理する。郵送の場合は、押印すること。

ア 技術提案書（表紙）（様式 1 4）

イ 技術提案書（様式 1 5 - 1 ~ 1 5 - 5）

ウ 概算見積書（技術協力業務）（様式 1 6）

エ 概算見積書（工事）（様式 1 7）

## (2) 提出書類の作成方法等

全て片面印刷（カラー使用可）し、A 3 横サイズのファイルに左綴じして提出すること。A 3 様式は折らないこと。

提出部数は、3 部とする。ただし、技術提案書（様式 1 5 - 1 ~ 1 5 - 5）については、この 3 部とは別に 1 6 部提出すること。併せて、提出書類の電子データを格納した C D - R 1 部を正本に添付して提出すること。

提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、1 2 ポイント以上を基本とすること。

各ページの通し番号欄に「ページ番号／技術提案書の総ページ数（ゴシック体 1 2 ポイント程度）」を入れ、評価項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

技術提案書（様式 1 5 - 1 ~ 1 5 - 5）は、技術提案者が特定できる内容（具体的な社名、ロゴマーク等）の記述はしないこと。

提出書類について、この実施要領及び各様式に示された条件を満たさない場合は無効とすることがある。

概算見積書（工事）（様式 1 7）は、中科目まで記載すること。なお、技術協力業務の履行開始に当たり、細目別内訳書の提出を求める。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によること。

## (3) 技術提案書等の提出

公示の 4 (4) に記載のとおり。

## 14 技術提案項目の設定

### (1) 主たる事業課題

本工事に関しては、その周辺において、現在、本市による広島駅南口広場の再整備等が行われており、J R 西日本が実施している現広場の自社所有部分上空の立体利用を前提とした駅ビルの建替え（令和 7 年春開業予定）と連携し、路面電車を新駅ビルの 2 階レベルへ高架で進入させることで生まれる空間や新駅ビル 1 階などを活用して、広場を約 1. 4 倍に拡張することにより、駅周辺に点在するバスの乗降場を集約するなどの再整備が行われている。

あわせて、広場や新駅ビルを中心にエールエール A 館、ビッグフロントひろしま、EKICITY HIROSHIMA 及び広島 J P ビルディング方面へのペDESTリアンデッキが整備され、駅自由通路とつながる 2 階レベルの歩行者ネットワークが構築されることとなっている。

また、エールエール A 館を管理する広島駅南口開発(株)は、エールエール A 館につながるペDESTリアンデッキと連続した館内通路や猿猴川左岸の河岸緑地に接続するペDESTリアンデッキの整備に取り組んでいる。

本工事は、こうした周辺における他の工事の状況やバス車両等の交通量の多さなども踏まえながら工事を行う必要があるとともに、工期についても、契約日（議決後における本契約）から令和 7 年 9 月（予定）までの比較的短期間を予定している。

工事期間中、エールエールA館内の工事対象エリア外の商業エリアは営業を続けているため、広島駅南口開発(株)を含め関係者と調整を行いながら、営業に支障を生じさせないよう施工方法を工夫しながら改修を行う必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後も物流の停滞や部品調達の遅延による建築、設備における資材納期遅延の恐れや資材高騰が継続していることから、これらも踏まえた計画とする必要がある。

## (2) 要求要件、設計・施工条件

技術提案を行うために必要となる参考資料（基本設計図書、発注図（断面図、立面図、各詳細図及び施工条件等を示した図など））に記載したとおり。

※これらは、参加資格を有することが確認できた者にのみCD-Rで配布する資料である。

## (3) 技術提案項目の設定

技術提案には、上記(1)(2)の内容を総合的に勘案し、以下の項目について、本工事の課題に対する対応内容、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること。

### ア 技術協力の業務の実施に関する提案

- ・ 実施設計業務の受託者との連携

### イ 主たる事業課題への対応に関する施工方法等の提案

#### (7) 周辺状況及びエールエールA館内での店舗営業の継続等を踏まえた提案

周辺において多くの他工事が行われるとともに、本建物内でも店舗営業が継続されることといった状況下においても、高い安全性をもって施工するためにどのように対応するか、資機材の揚重及び搬出入、工事車両の動線計画、仮設事務所・誘導員等の配置、本建物の利用者及び周辺歩行者への安全対策、本建物の利用者の動線計画等において対応を示すものとする。

#### (4) 施工時の安全・安心を確保するために有効な提案

施工時の騒音、振動及び悪臭により店舗営業や利用者に与える影響の抑制、落下物に対する安全対策、本建物の利用者及び工事関係者の動線分離の明確化などについて具体的に示すこと。

また、工事に対する苦情や緊急事態が生じた場合における対策について具体的に示すこと。

#### (5) 比較的短い工期内で確実に完成させるための効率的かつ効果的な提案

周辺において多くの他工事が行われること、本建物内でも店舗営業が継続されること、周辺交通が輻そうしていること、資材について価格高騰や納入遅れも想定されることといった状況下においても、比較的短い工期内に予定予算で施工するため、改修工事における施工方法、作業手順と工程計画（作業時間帯、材料手配、職人確保など）を示すこと。（建築、設備工事共）

### ウ コスト縮減につながる取組に関する提案

本工事は、週休2日制の確保に取り組むこととしており、昼間作業を原則としているが、店舗を営業しながらの工事であり、必要に応じて、一定時間内ではあるが夜間作業を行うことも可能としている。こうした制約の中で、創意工夫によりコストの縮減化を図る取組について具体的に示すこと。

## 15 優先交渉権者の選定方法等

### (1) 優先交渉権者の選定

中央図書館等移転改修事業者選定等審査委員会（以下「審査委員会」という。）（下記17

参照)において、次により提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、総合評価点が最も高い者を「優先交渉権者」、次位の者を「次点者」と選定する。選定の結果は、審査委員会終了後、提案者全員に通知する。

#### ア ヒアリングの実施

##### (7) ヒアリングの実施日、場所及び参加者等

実施日：令和5年12月4日（月）（予定）

実施場所：広島市役所（予定）

参加者等：参加できる人数は、提案者に所属する者で、5名以内とする。

参加者については、やむを得ない場合を除き、配置予定技術者は出席すること。

なお、正式な日時及び実施場所は、提案者ごとに連絡する。

##### (4) ヒアリングの手順

- a 提案者は、技術提案書についてのプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会委員からの提案内容に対する質問に回答を行う。
- b プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1版）やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。
- c プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとす
- d 技術の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

#### イ 優先交渉権者の選定に係る評価基準

別紙1「中央図書館等移転改修事業の公募型プロポーザルに係る評価基準」のとおりとする。

##### (2) 優先交渉権者の選定結果及び審査結果の通知

令和5年12月上旬（予定）に、優先交渉権者の選定結果及び審査結果を、提案者全員に通知する。

なお、この通知は、優先交渉権者の選定結果を伝えるものであり、受注者として決定したものではない。

また、参加表明者について名称を伏せた全員の評価の総合計点の一覧及び優先交渉権者名を広島市のホームページに掲載し公表する。

#### 16 非選定理由に関する事項

- (1) 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日（広島市の休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の求めに対する回答は、説明を求めることができる期日の末日から起算して5日以内に書面によって行う。
- (4) 非選定理由の説明書交付請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 上記5の担当課に同じ
  - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

## 17 審査委員会の設置

技術提案書等の審査は、本市が設置した審査委員会（委員は別紙2を参照）において行う。審査内容は非公開とする。

## 18 契約等

(1) 優先交渉権者は、技術協力業務の契約を締結するに当たり、本市と技術協力業務完了後の中央図書館等移転改修工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の締結を行う。

基本協定書は別紙3のとおりとする。

(2) 優先交渉権者は、技術協力業務について本市と見積合わせのうえ、契約を締結するものとする。

委託契約書（案）、広島市委託契約約款（技術協力業務用）、技術協力業務委託共通仕様書、技術協力業務委託特記仕様書並びに附近見取図及び平面図は、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7及び別紙8のとおりとする。

(3) 技術協力業務完了時に優先交渉権者と本市は、基本協定書に基づく価格等の交渉（以下「価格等の交渉」という。）を実施し、交渉が成立した場合には見積合わせのうえ、工事の契約（工事の契約の締結に広島市議会の議決を要する場合にあっては、工事の仮契約）を締結するものとする。

なお、仮契約を締結した場合において、当該仮契約に係る議案が広島市議会で可決されたときは、工事の契約を締結するものとし、可決されなかったときは、工事の契約は締結しないものとする。後段の場合において発注者は一切の責任を負わないものとする。

(4) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

(5) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。

(6) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、事業スケジュールの見直しと合わせて、プロポーザル継続の可否について検討を行う。プロポーザルを継続することとなった場合は、次順位の技術提案者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で基本協定書の締結及び技術協力業務の契約締結を行い、技術協力業務完了時に価格等の交渉を行う。

(7) 本工事の参考額として、約45億円（建築、設備共）（消費税及び地方消費税相当額を含む）を想定している。

## 19 その他の留意事項

(1) 技術提案書を提出できる者は、提出期限までに参加表明書兼参加資格確認申請書を提出し、本市から参加資格保有者として確認された旨の通知を受けた者に限る。

(2) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書、技術提案書等は返却しない。

(3) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。

(4) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書は、参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

なお、確認に必要な範囲において複製を作成することがある。

(5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1申請とす

- る。
- (6) 提出期限以降における参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市が必要であると認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。
  - (7) 参加表明書兼参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得ること。
  - (8) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合又は故意に虚偽の内容が記載されたものである場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とする場合がある。
  - (9) 上記5の担当課以外の市部局には電話等で直接問い合わせしないこと。
  - (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から工事を契約するまでの期間において、審査に関して自己に有利になることを目的として、審査委員会の委員及び専門的助言者に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
  - (11) 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり、具体的な技術協力業務の内容は、技術協力業務契約後、本市及び設計者との協議を通じて決定するものとする。
  - (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、止むを得ず計画が変更または中止となった場合、本市は参加表明者に対して一切の責任を負わないものとする。
  - (13) 技術提案等に係る必要な費用は、提出者の負担とする。
  - (14) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とすること。